

平成9年4月1日から 市の母子保健サービスが充実します

母性や乳幼児の健康保持および増進をはかる目的で定められた母子保健法の一部改正にともない、今まで埼玉県(保健所)が実施していた母子保健指導を行なうものです。

対象:原則として、新生児(生後28日以内の第1子)と母親となります。その他必要に応じて訪問いたします。

申込み電話連絡、窓口へ、または母子健康手帳に挿入されている出生連絡票(はがき)で、狭山市保健センターへ(狭山市狭山台3-1-24 ☎ 5811)、または母子健康手帳に挿入されている出生連絡票(はがき)で、狭山市保健センターへ(狭山市狭山台3-1-24 ☎ 591-5811)と相談ください。

ハイ、こんにちは。体重の増え方はどうですか



●妊産婦及び新生児への訪問指導

内容:妊産婦の健康上の不安や悩みなど、また新生児(生後28日以内)の養育上の不安や悩みなどの問題について、希望者に保健婦や助産婦などが家庭訪問をしてアドバイスや必要な保健指導を行なうものです。

出生連絡票			
姓	名	性別	年月日時
新 生 儿		男	出生時
母 母 母	名	女	年月日時
出 生 場 所	名	午前	午後
保 護 者	名		
訪問指導を希望する場合は必ず記入を			
この欄は、お子様の出生時に医師や助産婦などの医療従事者が記入する欄です。			

●妊婦の一般健康検査・B型肝炎抗原検査・H-I-V(エイズ)抗体検査

内容:市と委託契約をした医療機関で、母子健康手帳に挿入されている

妊婦の一般健康診査票(2回分)・B型肝炎抗原検査票・H-I-V抗体検査



それじゃあ、ちょっとおなかみせてね

村の検査票と交換し、実施機関などについてお問い合わせください。

対象:各検査毎、受診されるときに狭山市民であるかたに限ります。

注意:必ず、未使用的検査票などを転出先の市町村の検査票と交換し、実施機関などについて確認してください。

実施機関:県医師会に加入している県内医療機関及び市と委託契約ができた医療機関

詳しく述べてください。

内容:母子健康手帳交付申請時に交付される超音波検査票で、妊娠後期に1回超音波検査が無料で受けられます。

対象:出産予定日に35歳以上の妊婦で狭山市民に限ります。

注意:他市町村に転出したときに、未受診の場合は、必ず、転出先の市町

内容:3歳児健康診査で詳しい検査

4か月児健康診査、3歳児健康診査

●3歳児健康診査の精密検査

(精密検査)が必要となつた場合には、

市が発行する受診券で、市と委託契約した医療機関で、精密検査を受け

内容:地域保健法の施行に伴い保健所の機能が変わり専門的サービスが充実します

①県の保健所が実施する主なサービスは、未熟児、難病、精神保健、福祉、エイズなどの専門的な保健サービスとなります。

詳細は、狭山保健所へ(〒350-13、狭山市稻荷山2-16-1、☎ 54-16212、FAX 54-7487)で、保健と福祉の連携体制を整備するため、県の福祉事務所が変わります。

狭山市を所管する埼玉県の福祉事務所は、埼玉県入間東福祉事務所(〒350-1、川越市宮元町33-1)で川越保健所と同一施設です。

保健サービスについて、みなさんに身近で利用の多い次の事業が4月1日から狭山市の事業として実施することになります。充実いたします。

●35歳以上(出産予定日に)妊婦の超音波検査

内容:母子健康手帳交付申請時に交付される超音波検査票で、妊娠後期に1回超音波検査が無料で受けられます。

対象:出産予定日に35歳以上の妊婦で狭山市民に限ります。

注意:他市町村に転出したときに、未受診の場合は、必ず、転出先の市町

内容:3歳児健康診査で詳しい検査

4か月児健康診査、3歳児健康診査

●3歳児健康診査の精密検査

(精密検査)が必要となつた場合には、

市が発行する受診券で、市と委託契約した医療機関で、精密検査を受け

内容:地域保健法の施行に伴い保健所の機能が変わり専門的サービスが充実します

①県の保健所が実施する主なサービスは、未熟児、難病、精神保健、福祉、エイズなどの専門的な保健サービスとなります。

詳細は、狭山保健所へ(〒350-13、狭山市稻荷山2-16-1、☎ 54-16212、FAX 54-7487)で、保健と福祉の連携体制を整備するため、県の福祉事務所が変わります。

狭山市を所管する埼玉県の福祉事務所は、埼玉県入間東福祉事務所(〒350-1、川越市宮元町33-1)で川越保健所と同一施設です。

内容:母子健康手帳交付申請時に交付される超音波検査票で、妊娠後期に1回超音波検査が無料で受けられます。

対象:出産予定日に35歳以上の妊婦で狭山市民に限ります。

注意:他市町村に転出したときに、未受診の場合は、必ず、転出先の市町

内容:3歳児健康診査で詳しい検査

4か月児健康診査、3歳児健康診査

●3歳児健康診査の精密検査

(精密検査)が必要となつた場合には、

市が発行する受診券で、市と委託契約した医療機関で、精密検査を受け

内容:地域保健法の施行に伴い保健所の機能が変わり専門的サービスが充実します

①県の保健所が実施する主なサービスは、未熟児、難病、精神保健、福祉、エイズなどの専門的な保健サービスとなります。

詳細は、狭山保健所へ(〒350-13、狭山市稻荷山2-16-1、☎ 54-16212、FAX 54-7487)で、保健と福祉の連携体制を整備するため、県の福祉事務所が変わります。

狭山市を所管する埼玉県の福祉事務所は、埼玉県入間東福祉事務所(〒350-1、川越市宮元町33-1)で川越保健所と同一施設です。